

2018年9月7日

企業会計基準委員会 御中

「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」（以下、「本公開草案」）に対して、下記のとおり意見を申し上げます。

有限責任監査法人トーマツ  
IFRS センター・オブ・エクセレンス

## 記

2013年6月に企業会計審議会が公表した「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下、「当面の方針」という。）に記されているとおり、我々も、単一で高品質な国際会計基準の策定という目標に我が国が主体的に取り組むことは、日本企業の活動・資金調達に有益であるとともに日本市場の国際的競争力を確保する観点からも重要であるため、我が国においてIFRSの任意適用の積上げを図ることは重要であると考えている。

現在、IFRSと米国基準のコンバージェンスが大きく前進する機運はなく、加えて、こうした国際的会計基準と我が国の会計基準との重要な差異も残存している現状に鑑み、国際的に活動する日本企業がグループの連結決算を一貫した基準および方針に基づいて国際的に理解される形で実施するためIFRSの適用意義も高まっていると考える。

このため、我々はIFRSの任意適用の積上げを図ることを目的とした各種施策が継続されることが適当であると考えており、貴委員会が進めているエンドースメント手続もその目的に貢献することを期待している。

IFRSのエンドースメント手続はIFRSを我が国の制度に組込む手続としての意義を有するが、我が国がIFRSの任意適用を拡大する最も本質的な意義と考えられるグローバルに比較可能な財務報告基準の国内市場での利用拡大に反しないよう、その手続を構成・運用することが重要である。特に、我が国においてIFRSの任意適用企業が一定の規模に達しているなか、IFRSを用いる我が国企業の財務報告が、我々が考えるエンドースメントの本質的判断基準であるべき公益および投資家保護に反している証拠はなく、エンドースメント手続におけるIFRSの削除または修正は、極めて慎重に行なうことが適当である。IFRSのエンドースメント手続は、運用を誤れば、単一で高品質な会計基準の利用というIFRSを用いる本来の意義を喪失させ、日本の市場や企業の財務報告に対する内外からの信頼性の維持・向上に悪影響を及ぼす可能性もある。貴委員会はこれまでのところIFRSの削除または修正に相応に慎重に取り組んでいると考えるが、今後も、エンドースメント手続の本質的な意義を踏まえ、削除又は修正を行なうリスクを十分に踏まえた対応の継続をお願いしたい。

今回のエンドースメント手続で対象となった 2016 年 1 月公表の IFRS 第 16 号「リース」(以下、「IFRS 第 16 号」という。)について、削除又は修正が提案されなかったことは上の観点から適当であると考えている。

一方で、過去においても指摘してきたとおり、これまでのエンドースメント手続は適時性という点で課題が存在すると考えている。適時性に課題があるエンドースメント手続は、修正国際基準の最終的内容の不確実性を高めることに加え、適用準備期間を短縮させることが懸念されるほか、修正国際基準を国際的な意見発信の手段と位置付ける観点からも適当ではない。

我々は、修正国際基準の確定のためのエンドースメント手続を含め、会計基準が適時に設定されることは、会計基準および会計基準設定という行為の品質を示す要素であり、企業の財務報告の品質に影響する重要な要素の一つと考えている。今後進められると想定されている IFRS 第 17 号「保険契約」(以下、「IFRS 第 17 号」という。)を対象とした活動を含め、将来のエンドースメント手続がより適時に完了されるべく、2017 年 10 月公表の修正国際基準公開草案第 5 号『『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案』の「コメントの募集」で示された「(参考)今後のエンドースメント手続の進め方」に基づいて、エンドースメント手続が適時に行われることを継続して期待している。

また、修正国際基準の開発・維持には、貴委員会を中心にわが国市場関係者の貴重な資源・時間が投入されている一方、修正国際基準を適用する企業が存在しない状況が継続してきた。さらには IFRS 第 17 号へのエンドースメント手続の終了後には大型の基準書を対象したエンドースメント手続は当面一段落することになる。ついては、こうしたタイミングも活用して、修正国際基準の開発・維持を行う意義について、これまでの活動の費用対効果も踏まえたレビューを行い、将来に向けた取り組みを再検討することが適当ではないかと考える。この点についても、これまで修正国際基準の開発・維持を行ってきた貴委員会のリーダーシップの発揮を期待している。

次に、公開草案に示された質問項目に対してコメントする。

## 質問項目

### 質問 1

IFRS第16号のエンドースメント手続の検討結果について

(第9項から第33項参照)

当委員会は、第4項(1)に記載したIFRS第16号について、「削除又は修正」の要否を検討しました。検討の結果、当該会計基準について「削除又は修正」を行わないことを提案しています。

この提案に同意しますか。もし「削除又は修正」を行うべき項目があるとお考えの場合には、「削除又は修正」を行う項目の内容及び「削除又は修正」を行うべきと考える理由をご記載ください。

前頁に記載したとおり、IFRSは既に内外の企業に広く利用されており、特にこれを利用して我が国企業の財務報告が、我々が考えるエンドースメント手続の本質的判断基準である公益または投資家保護に反すると考えられる事案は現時点で認識していない。このため、今回のエンドースメント手続の対象であるIFRS第16号について、削除又は修正を行うべき項目はないとの提案に同意する。

### 質問 2

その他の会計基準等（第4項(2)参照）のエンドースメント手続の検討結果について

(第34項及び第35項参照)

当委員会は、第4項(2)に記載した会計基準等について、「削除又は修正」の要否を検討しました。検討の結果、当該会計基準等について「削除又は修正」を行わないことを提案しています。

この提案に同意しますか。もし「削除又は修正」を行うべき項目があるとお考えの場合には、「削除又は修正」を行う項目の内容及び「削除又は修正」を行うべきと考えるその理由をご記載ください。

質問1に対するコメントと同様の理由により、今回のエンドースメント手続の対象としたその他の会計基準等に、削除又は修正を行うべき項目はないとの提案に同意する。

以 上